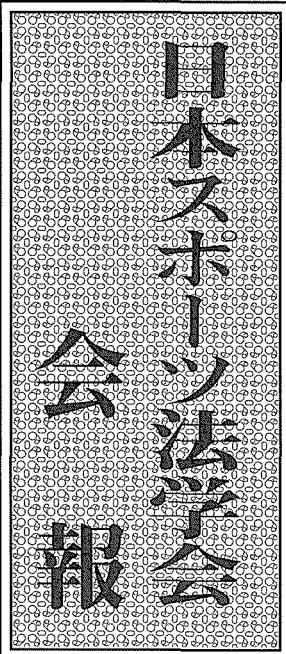


日本スポーツ学会第11回大会



第22号

発行人 小笠原 正
 編集人 望月 浩一郎
 日本スポーツ法学会事務局
 〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地
 二三六一三〇一
 総合スポーツ研究所内
 電話 ○四二一五四〇一〇九二
 FAX ○四二一五四〇一〇八九

夏期合同研究会報告

日本スポーツ学会第十一回大会は二月二〇日（土）に早稲田大学国際会議場三階第Ⅱ会議室を会場として開催されます。当時は一〇時受付開始で、一〇時二〇分から自由研究発表が、森克己会員（鹿屋体育大学）「イギリス一九九八年人権法とスポーツ」、齋藤健司会員（神戸大学）「スポーツにおけるクラス分けに関する紛争の法的性質について」、水沢利栄会員（福井大学）「スポーツイベントにおける参加受付時の安全対策の試み」、小谷寛二会員（東大）「リスクの高い大学実習における安全配慮注意任」です。（詳細は同封資料）

義務をめぐつて―大学卒業研究中の実習事故例を中心として―」の四題目（順不同）で行われます。引き続き総会を開催し、午後一時三〇分から基調講演は、佐藤由夫氏（日本自由時間スポーツ研究所）「地域スポーツクラブの育成と法・日本と外国の比較」。シンポジウムの提言者は浦川道太郎会員（早稲田大学）「事故補償と民事責任」、中村祐司会員（宇都宮大学）「生涯スポーツとする立場上、公の場での発言がしにくい状況にあることを理由に、今回の研究会への出席をご辞退され

た小寺彰先生は、現在スポーツ仲裁機構に現実具体的に関わっていなかったため、この立場上、公の場での発言がしにくい状況にあることを理由に、今回の研究会への出席をご辞退されました。

木村先生からは、「ドーピング問題を生み出した近代競技スポーツの矛盾」という題で、現代におけるドーピング問題を「近代競技スポーツがもともと構造的に胚胎していた矛盾が露呈してきたものにはほかならない」という立場に立った上で、刺激的な報告が行われた。この中で、論点として、そもそも「ドーピングとは何か」ということが不明確であるという問題意識がある。ドーピングに関する余地がある。ドーピングリストに何が選ばれたか、デイスカッションが行われた。奈良教育大学の木村真智子先生と、東京大学大学院総合文化研究科の福林徹先生からテーマに関するご報告をいただき、「異常」とみなすかというところに様々な解釈が入る余地がある。そしてドーピングリストに何が選ばれているかについても、その判断の基準が不明で、「京都合意」の規定になる可能性あることは国際関係・国際政治の力関係が作用することができる。このことが否定できないと指摘する。

このような「京都合意」や力関係は、決して偶然ではなく、構造的に生み出されたものであり、それは近代競技スポーツそれ自体が持つ特徴に起因すると考える。

それはより速く、より高く、より強く、を目指す「進歩発展性」の原理と、隠れてルール違反をしないなどの「潔白性」の規範が存在し、両者を同時に満たすことが至難の業になってしまっているという現実があるということである。そのことは、もはやドーピングをしなければ「進歩発展性」を満たすことはできない状況に来ているにも関わらず、ドーピングの事実を表面的に隠しながら競技スポーツの「潔白性」のイメージを保とうとするところには、スポーツ組織それ自体の「偽善、権力と隠蔽の構造」があるとする。

また「進歩発展性」の原理を追求することには、テクノロジーの助けが必要になってきているのは事実で、他者を自己の体内に取り込む「ドーピング」は認められないこの状況の違いは何か。それはスポーツが「身体の自己完結性」を求めているからであり、それゆえにドーピングは悪であるという結論が導きだされると考えられる。しかしながら木村先生は、そのような考え方そのものが「高慢」で

はないかと批判されるのである。そもそも私たちは人間である以上、他者を取り込んで生きており、それをスポーツの「潔白性」により排除することは、生身のアスリートにとつても「暴力的」である。そのような意味では、「アスリート」本位で、この暴力を最小限に抑えるやり方を模索していく必要」こそがスポーツの世界に求められているのではないかという問題提起であった。

福林先生は、二〇〇三年度に行われる静岡県での題五八回国民体育大会からドーピング・コントロールが本格的に導入されることになり、その具体的な対応について報告をされた。国体でのドーピング・コントロールは、世界アンチ・ドーピング規定に則って、国際検査と、競技外検査を平行して実施し、競技会検査では検査態勢が整った競技から順次実施していく、実施する。したがって、全競技者が検査の対象になるが、平成一五

年度については費用等の問題から、検体数は五〇検体、今後四～五年をかけて三〇〇検体程度を目標としていくことになっている。対象競技は、競技団体と調整し、平成一五年度夏季大会においては「競技、秋季大会四競技、冬季大会では一競技を目安にしている。競技会検査においては、ドーピング検査は、まず「通告」から始まる。競技終了後、エスコート役員から「通告書」が示されたら、役員の身分を確認した上で、通告書の内容により「自分が対象であること」を確認したら同意のサインをする。ドーピング検査室には、チームドクター、監督、コーチなどの同伴者を一人付き添いで認められており、その人と一時間以内に検査室へ向かう。一時間以内に検査室に行くことが不可能な場合は、エスコートに告げ、ドーピング・コントロール・オフィサーと相談をする。競技外検査では、四八時間以上の予告期間がもうけられている。ドーピング検査を断ると、自分がクリーンであることを証明できない、疑われても仕方

がない、最も重い違反と同じ処分を受けるなどの制裁が加えられることになる（国体の参加資格を失うだけでなく、競技団体の規則により一定期間の資格剥奪がある）。そのための啓蒙の場としての位置づけもある。しかしながら、検体数が十分でないこと、またたとえば未成年者にドーピング違反が出た場合の、マスコミでの扱いなどについては、まだ明確な基準があるわけではなく、今後の課題も多いとの報告がなされた。

アンチ・ドーピングという考え方方が一般的になる中での、木村先生の報告は刺激的であつたことから、双方向のディスカッションが期待されたが、体調不良のため先生がご退席された関係で、聴衆から問題提起がなされただけに終わつた。また、現実にドーピング・コントロールが国体で実施されることがへの関心も強く、こちらは今後の運営についての活発な議論が展開された。

ADR研究専門委員会

ADR研究専門委員会の第三回

が紹介された。

研究会が、十一月九日（土）に早稲田大学大隈会館で開催された。今回は、上柳敏郎会員（弁護士）が「千葉すず仲裁事件の経験から日本のスポーツ仲裁を考える」という報告を、出井直樹弁護士が「スポーツADRと弁護士会の取り組み」について報告された。

上柳会員は、まず、日本水泳連盟の代理人として千葉すず仲裁事件に関わった立場から、事件の発端となつた原処分から仲裁判断までの一連の流れについて解説された。CASの仲裁には、一般仲裁（ordinary procedure）と上訴（appeal procedure）があり、この件では、CASの判断で後者が適用されたこと、緊急性のある事件と、申し立てには損害賠償も含まれていたが、審査対象は選考しなかつたことのみになつたことなど

が日本の司法制度や弁護士の機能と信頼性に対し問題を提起したこと、今後の他のスポーツの各種選考における判断基準とその公開のあり方等について大きな意義があつたことなどを指摘した。

出井弁護士は、まず始めに、弁護士会のADRへの取り組みとして、日弁連の活動や各弁護士会による仲裁センター設立の動き、活動などについて説明があつた。そ

して、二〇〇一年には日弁連の中間にA DRセンターが設置され、単位会活動を全国に拡げること、司

他のADR機関との連絡といつた活動内容が紹介された。

スポーツADRについては、・

スポーツ事故損害賠償、・出場資格、競技中の判定、ドーピング判

定などを巡る紛争、・プロにおける

報酬契約、報酬金額を巡る紛争、・選手を巡る諸契約に関する紛争、・組織内部の各種トラブル、などがその対象範囲として挙げられた。

次に、これまでの弁護士会 ADRでの取り扱い実績として、第二

東京弁護士会仲裁センターにおける道垣内会員の報告にもあつたが、四月には日本スポーツ仲裁機構（J S A A . Japan Sports Arbitration Association）が創設され、いよいよ我が国においてもスポーツ・エンターテーネメントプロジェクトチームが設置され、現在制度設計が図られていることも報告された。

最後に、スポーツADRの課題として、専門性の問題やいかに案件を取り込むかといった問題を挙げられた。また、一般的にADRは費用がかからないと思われているが、スポーツADRに限らずADR全般に通じることとして、民間ADRは高額になること、スポーツADRでは基本的に個人が当事者になるので費用の問題が重要になることなどが紹介された。

※本研究会は二〇〇二年に開催されたものです。紙面の都合で掲載が遅れたことをお詫びします。

森 浩寿（日本大学）記

最後に、CASの仲裁手続に關して細かく質疑では、上柳報告に關しては

な質問が集中し、出井報告に対し

ては、スポーツADRのあり方や制度設計といった話題から日本のプロ野球を巡る諸問題にまで拡がり、いずれも活発な議論が展開された。

理事会議事要録

二〇〇三年 第三回

日時：二〇〇三年七月二六日（土）

場所：岸記念体育会館スポーツマン
クラブ

出席理事：菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、濱野吉生、井上洋夫

一、佐藤千春、諏訪伸夫、森川貞夫

委任状提出：小笠原正会長、浦川道太郎、奥島孝康、中村浩爾、萩原金美、湯浅道男

五、年報の販売促進

議題
一、第一回大会について
日時：二〇〇三年二月二〇日（土）
会場：早稲田大学国際会議場

テーマ：生涯スポーツをめぐる諸問題
題法と政策
二、少年スポーツフォーラムについて
て

二〇〇四年二月八日（日）に京都タワーホテルで開催されることが報告された。

三、新入会員について
以下の三名の入会が承認された。

日時：二〇〇三年九月二〇日（土）
場所：岸記念体育会館内スポーツマ
ンクラブ

副会長、濱野吉生、森川貞夫、
諏訪伸夫、中村浩爾、望月浩一郎、
湯浅道男

五、年報第一号以降に關して
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

会費親会：レストラン高田牧舎（会費
四千円）

一、第一回大会について
日時：二〇〇三年二月二〇日（土）
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

五、年報第一号以降に關して
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

会費親会：レストラン高田牧舎（会費
四千円）

五、年報第一号以降に關して
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

以下の四名の入会申込みがあり、承認された。現在の会員数は、二七六名。

宮崎誠司（宮崎綜合法律事務所）
横山経通（森・濱田・松本法律事務所）
中西和幸（田辺総合法律事務所）
櫻井喜久司（櫻井法律事務所）

四、年報第一号以降に關して
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

五、年報第一号以降に關して
会場：早稲田大学国際会議場三F第
二会議室

2002年度 会計報告

(2002年10月1日～2002年9月30日迄)

2003.4.7

日本スポーツ法学会 2002年度会計報告
(2001年10月1日～2002年9月30日迄)

(単位：円)

収入の部	支出の部
会費 大会参加費 補助金 寄附金 広告收入 年報売上 雑収入 緑越金	大会開催費 会報作成費 通信費 会議費 研究専門委員会開催費 研究専門委員会補助費 年報編集費 名簿作成費 事務費 予備費 年報作成費 緑越金
498,000 64,000 40,000 0 80,000 564,730 9,000 773,948	80,121 148,680 208,834 0 4117 0 60,000 48,300 97,504 0 661,500 724,162
合計 2,029,518	2,029,518

収入の部	支出の部
会費 (通常会費) 会費 (大学院生会費)	1,181,250 56,250
大会参加費	70,000
補助金	40,000
寄附金	0
広告收入	50,000
緑越金	586,996
合計	1,984,496
振込手数料	3,000
予備費	50,000
年報購入費	8,400
年報作成費	756,000
緑越金	432,096
合計	1,984,496

以上の通り相違ないことを認めます。

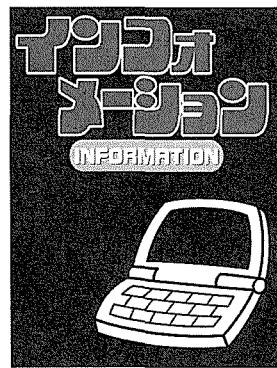
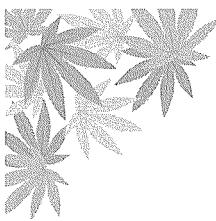
監事

監事



2003年度 予算案

(2002年10月1日～2003年9月30日迄)



十葉正士先生に 国懸賞

本会の元会長十葉正士先生に法と社会学会 (Law & Society Association) の2000-2001年度国際賞が贈られることになりました。本賞は、隔年に通常アメリカ以外に居住している、法社会学における知識の増進を図り重要な貢献を行った人に対して贈られるものです。詳細は次号でお知らせします。

一 二〇〇三年一二月二〇日 (土) に開催予定の第一回大会までに、二〇〇三年度年会費を納入された会員には次のいずれかの方法で年報をお渡しします。

- ・第一回大会参加時に手渡しにてお渡しします。
- ・第一回大会に参加されなかつた方については、一二月中に郵送にて発送致します。

年報の発送について

二 二〇〇三年一二月二〇日 (土) に開催予定の第一回大会までに、二〇〇三年度年会費を納入された会員には次のいずれかの方法で年報をお渡しします。

- ・第一回大会参加時に手渡しにてお渡しします。
- ・第一回大会に参加されなかつた方については、一二月中に郵送にて発送致します。

口座番号 普通口座 No2021255
口座名 日本スポーツ法学会

便局から学会事務局に振込の通知
が届く。
(2) 郵便振替の場合、約1週間で郵

(3) 月に一度ほどまとめて処理し、
発売元のトスエンタープライズに
発送の依頼をする。
(4) 依頼後三~四日程度でトスエン
タープライズから年報が発送され
る。

年報のバックナンバー について

このように、会費納入から実際に年報が届くまでには、多少の時間がかかります。あらかじめ了承ください。

一 年報のバックナンバーにつ
いては、日本スポーツ法学会
として販売できるものと早稲
田大学出版会が販売をしてい
るものと二種類あります。
二 については、バックナンバー
については各号ごとに次のと
おりお申し込みください。

(1)

各会員が所定の「振込取扱票」
を利用して、郵便局で会費を納入
する。銀行振込で支払いを希望さ
れる方は次の銀行口座に送金さ
れ、所定の「送金連絡書」をもつ
て送金した旨の連絡をする。

銀行名 東京三菱銀行 立川支店

計87事例
を掲載

¥3,150 (税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第4版

スポーツアクシデント

元 東京女子体育大学名誉教授
伊藤 堯 編著
(元 日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中の事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014東京都港区2-27-8-1F 体育出版社販売部
TEL (03) 3457-7112 E-mail: books@taikyu.co.jp
記入事項 (書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)
お問合せは 03-3457-7122

2003スポーツ六法 伊藤 堅・山田良樹編 新訂版 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録!
体育・スポーツ事故判例・保険制度等の資料も充実、関係者必携の書!

- | | |
|----------------|---|
| 第一編 基本法 | [スポーツ基本権について] |
| 第二編 スポーツ振興 | [21世紀におけるスポーツ振興の重要性] |
| 第三編 事故・責任 | [スポーツ事故をめぐる法的諸問題] |
| 第四編 スポーツ安全 | [スポーツ振興と事故対策の重要性] |
| 第五編 学校スポーツ | [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応] |
| 第六編 組織・運営 | [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ] |
| 資料編 体育・スポーツ関係表 | [文部省体育局所管法人一覧／保険制度一覧／体育・スポーツ事故判例一覧／事故判例の取り扱い方／保健体育審議会答申等一覧／関係法令等] |

TEL (03) 3955-5175
FAX (03) 3955-5102
道和書院